間以上の動力による飛行（飛行機によるものを含む。）（五時間以内は、教官と同乗して行つたものをもつて充当することができる。）及び十回以上の発動機の作動中における着陸（飛行機によるものを含む。）

(二)　出発地点から百二十キロメートル以上の野外飛行で、中間において一回以上の生地着陸をするもの（飛行機によるものを含む。）

(三)　失速からの回復の方法の実施（飛行機によるものを含む。）

ロ　曳航装置付き動力滑空機　滑空機による次に掲げる飛行を行つたこと。ただし、飛行機について操縦者の資格に係る技能証明を有するときは、二時間以上の滑空及び五回以上の滑空による着陸を行つたこと。

(一)　単独操縦による三時間以上の滑空（一時間以内は、教官と同乗して行つたものをもつて充当することができる。）及び十回以上の滑空による着陸並びに単独操縦による十五時間以上の動力による飛行（飛行機によるものを含む。）（五時間以内は、教官と同乗して行つたものをもつて充当することができる。）及び十回以上の発動機の作動中における着陸（飛行機によるものを含む。）。ただし、発動機の作動中における着陸に適さないものにあつては、発動機の作動中における着陸を除く。

(二)　曳航による三十回以上の滑空

(三)　失速からの回復の方法の実施（飛行機によるものを含む。）

ハ　上級滑空機　次に掲げる滑空を含む単独操縦による三時間以上の滑空を行つたこと。ただし、飛行機について操縦者の資格に係る技能証明を有するときは、曳航による十五回以上の単独操縦による滑空を行つたこと。

(一)　曳航による三十回以上の滑空

(二)　失速からの回復の方法の実施

三　回転翼航空機について技能証明を受けようとする場合は、次のイ又はロに掲げる回転翼航空機の区分に応じ、当該イ又はロに定める経歴

イ　ロに掲げる回転翼航空機以外の回転翼航空機　回転翼航空機による次に掲げる飛行を含む四十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（十五時間以内は、飛行機について自家用操縦士の技能証明を受けようとする場合の飛行経歴をもつて充当することができる。）を有すること又は独立行政法人航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設

自家用操縦士

(三)　失速からの回復の方法の実施（飛行機によるものを含む。）

ロ　曳航装置付き動力滑空機の場合

滑空機による次に掲げる飛行を行つたこと。ただし、飛行機について操縦者の資格に係る技能証明を有するときは、二時間以上の滑空及び五回以上の滑空による着陸を行つたこと。

(一)　単独操縦による三時間以上の滑空（一時間以内は、教官と同乗して行つたものをもつて充当することができる。）及び十回以上の滑空による着陸並びに単独操縦による十五時間以上の動力による飛行（飛行機によるものを含む。）（五時間以内は、教官と同乗して行つたものをもつて充当することができる。）及び十回以上の発動機の作動中における着陸（飛行機によるものを含む。）。ただし、発動機の作動中における着陸に適さないものにあつては、発動機の作動中における着陸を除く。

(二)　曳航による三十回以上の滑空

(三)　失速からの回復の方法の実施（飛行機によるものを含む。）

ハ　上級滑空機の場合

次に掲げる滑空を含む単独操縦による三時間以上の滑空を行つたこと。ただし、飛行機について操縦者の資格に係る技能証明を有するときは、曳航による十五回以上の単独操縦による滑空を行つたこと。

三　回転翼航空機について技能証明を受けようとする場合

回転翼航空機による次に掲げる飛行を含む四十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（十五時間以内は、飛行機について自家用操縦士の技能証明を受けようとする場合の飛行経歴をもつて充当することができる。）を有すること又は独立行政法人航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において回転翼航空機による次に掲げる飛行を含む三十五時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。

イ　十時間以上の単独飛行

ロ　出発地点から百八十キロメートル以上の飛行で、中間において二回以上の生地着陸をするものを含む五時間以上の単独操縦による野外飛行

自家用操縦士